主 文 原判決を破棄する。 本件を原裁判所に差し戻す。 理 由

本件控訴の趣意は、検察官副検事竹ノ鼻虎之助名義及び弁護人山根隆二名義の各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用し、これに対し次のとおり判断する。

検察官の控訴趣意及び弁護人の控訴趣意第一点について

確定裁判を経ない数罪は併合罪である(刑法第四十五条前段)が、或る罪につき確定裁判があるときはその〈要旨〉罪とその裁判確定前に犯した罪のみが併合罪となることは同法条後段に規定するところである。本件について〈/要旨〉みるに、原判示第一の(一)ないし(四)の各罪は前記前科の罪と同法条後段にいう併合罪の関係にあるが、原判示第二の罪はこれと併合罪の関係にはならないのであるから、原判示第一の罪と同第二の罪とは各別に刑を量定した上、主文において二個の刑を言い渡さなければならない。しかるに原判決は、前者につき懲役六月に、後者につき懲役四月に処する旨各別に量刑しながら、これを併せて懲役十月とし、主文において一個の刑として言い渡したのは、右法条の通用解釈を誤つたものといわなければならない。右の誤りは判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、原判決は破棄を免れない。各論旨はいずれも理由がある。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 三宅富士郎 判事 荒川省三)